

平成 26 年第 1 回定例（3 月）議会議案質疑議事録（抜粋）

18 番議員 大塚 正俊

【予算議案】議第 13 号平成 26 年度中津市一般会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
78	防災管理費	備品購入費	防災事業費 889 千円
質問①	・ 除雪機器の機能、台数、貸出しの方法、		
答弁	<p>・ 本耶馬溪支所の除雪対策のための、車載用融雪剤散布機の購入費です。</p> <p>・ 散布機の機能につきましては、作業車（軽トラ）などに取り付けが簡単に行え、融雪剤約 100 キロの容量を収容でき、車内からコントローラーにより、車道などに散布できるものです。</p> <p>・ 台数については、2 台を予定しています。散布機 2 台職員 4 名でおおむね半日程度で対応できるものと判断しております。</p> <p>・ 融雪剤散布機の使用につきましては、散布機 1 台を支所職員 2 名体制（軽トラ）で市道に融雪剤を散布するよう計画しています。なお職員対応が不可能な場合には業者対応で行いたいと考えています。</p> <p>・ また、住民からの貸出要望があれば柔軟に対応していきたいと思っています。</p>		
質問②	耶馬溪・山国支所で購入した中型除雪機（手押し式）の内容は、		
答弁	<p>・ 耶馬溪・山国支所の除雪対策として、今年度に予算流用対応にて、中型除雪機（手押し式）を各支所 2 台ずつ計 4 台購入しました。</p> <p>※中型除雪機（手押し式）の概要等 1 台 419,475 円（税込）</p> <p>●除雪能力；除雪幅 80 cm、除雪高 51 cm、最大除雪能力 60 t/h、 最大投雪能力 15 m（左右に投雪可能）</p> <p>●使用する範囲</p> <p>・ 概ね 15 cm 以上の降雪があり除雪機による除雪が必要と判断される場合</p> <p>●除雪の範囲</p> <p>・ 住居から公道までの生活用道路の区間</p> <p>●作業内容</p> <p>・ 支所にて、除雪が必要な地域について積極的に対応する。また自治委員からの依頼があった場合についても、業者委託等により除雪作業を行う。（自治委員には、文書にて周知済）</p> <p>※作業車積載用のアルミブリッジについては、支所にて購入</p>		
質問③	・ 山国、耶馬溪支所と同じものを購入しない理由		
答弁	<p>・ 本耶馬溪支所管内ではこれまで重機を用いて除雪することはほとんどなく、むしろ凍結路面への融雪剤散布が主体となっていました。この融雪剤散布の効率化を図る計画で予算要求をしたところです。今回の大雪を受け、積雪後の現地確認</p>		

	<p>も完全把握はできていませんでしたが、山間部では通れなかった場所も一部あったと聞きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験から凍結に対する思いが強かったため、融雪剤散布機の導入を考えましたが除雪機の必要性にかんがみ、今後につきましては除雪機の導入に向けて協議を進めていきたいと考えています。 		
ページ	目	節	説明欄の事業名
84	諸費	負担金補助及び交付金	諸費事業費（生活環境課）3,480千円
質問①	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラシステム整備費補助金の内容、総事業費、補助率、補助金の相手方、 		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラシステム整備費補助金は、安全安心なまちづくり事業の一環として全面的に市が行うもので、総事業費348万円です。 ・防犯カメラシステムの設置に対する補助金制度を国や県も検討しており、市として活用できる補助制度は積極的に活用していきたい。 ・本事業の対象地区は宮島地区です。 		
質問②	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ、モニターや録画装置の設置場所は、（宮島町？） ・防犯カメラを設置していることの表示は、 ・管理責任者、操作取扱者の選任は、 ・設置された防犯カメラシステムの管理は、設置者が自ら管理するのか、外部に委託するのか、 ・画像の保存期間は、 		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の防犯カメラシステムは、防犯カメラ、モニターや録画装置が一体となった監視室の必要のないプライバシーに配慮したスタンドアローン方式を採用したい。 ・カメラ設置を表示する看板は犯罪防止の抑止、プライバシー保護の観点から表示を行います。 ・管理責任者、操作取扱者の選任は、今後宮島地区と協議を進めます。 ・カメラシステムの管理は中津市が行います。 ・画像の保存期間は、概ね2週間程度で保存期間が過ぎると自動的に上書きされることとなります。 ・犯罪が発生した場合に限り、警察官が録画内容を確認するものと考えています。 		
質問③	<ul style="list-style-type: none"> ・中津市が設置、管理するのに補助金がおかしいのでは、 ・大分県が策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づく防犯カメラの設置・運用要領の作成は義務づけるのか、 		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・宮島町に対して全面的に市が補助するというものです。 ・防犯カメラの設置・運用要領については、大分県のガイドラインを順守した上で、地元の方と協議して作成していきたくと考えています。 		
ページ	目	節	説明欄の事業名
108	社会福祉総務費	備品購入費	社会福祉総務事業費（生活環境）11,689千円

質問①	・ 防犯パトロール車の購入台数、機能、配置計画、更新する車の走行距離、年数、市の公用車の更新基準は、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯パトロール車5台を購入予定です。 ・ 青色回転灯と広報用のスピーカー機能を装備します。 ・ 本庁と、三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国支所に各1台を配置します。 ・ 更新する車の走行距離は、5台とも21万キロを超えています。 ・ 経過年数は、5台とも平成17年11月に購入し、9年目となっています。 ・ 公用車の更新基準は、満12年以上が経過し、かつ走行距離が12万キロを超えている場合となっています。 ・ それぞれの車が21万キロを超え、故障が増え、毎年修繕料等が増えてきており、ランニングコスト軽減のためにも今回代え替えを行うものです。 		
質問②	・ 防犯パトロールの車種、排気量は、		
答弁	・ 更新車両は、普通車のコンパクトカー、1500CCを予定しています。これは車両本体価格に塗装や青色回転灯、マイク施設等の装備、積載量、馬力、4WD仕様の有無など、総合的に判断したものです。		
質問③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走行距離が長いので、燃費を考えたハイブリッド車、電気自動車、軽自動車等のエコカーの導入は検討したのか。(2,338千円/台) ※20万km走行で10km/Lでは、2万L*150円/Lのガソリンで300万円(電気自動車なら無料)。20km/Lでは、1万L*150円/Lのガソリンで150万円(ハイブリッド車、軽自動車)		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車の場合、万が一けがをした方を一時的に、また困っている方を乗せたりする場合も考えられるので普通車とした。 ・ 耶馬溪、山国では、積雪や凍結などを考慮して4WD購入を考えており、ハイブリッド等では価格の面で無理があるのではと総合的に判断したものです。 		
ページ	目	節	説明欄の事業名
112	社会福祉総務費	委託料	社会福祉施設整備事業費 3,748千円
質問①	・ 移転物件調査委託の内容、移転先、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務の内容は施設予定地の購入にあたり、建築物撤去にかかる移転費用の調査にかかる委託料です。 ・ 移転先は旧有限会社高砂興産山国工場跡地です。 		
質問②	・ 山国社会福祉センターを改修しない理由、新たな施設の機能、総事業費、事業期間、補助の内容		
答 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧中津市山国社会福祉センターは耐震調査の結果、耐震改修の必要性があり、耐震補強工事及び2階トイレのバリアフリー改修、昇降機の設置等の整備に1億円以上の費用が必要です。 また、旧社会福祉センターは昭和46年の建設から42年が経過しており、一般		

	<p>的に言われている鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数65年から計算すると残存期間は20数年しかありません。旧社会福祉センターは中津市山国高齢者生活福祉センター、グループホーム望箭荘やまくにに隣接しており、周辺施設も合わせて駐車用地も少ないこと等の理由から、旧施設を解体し移転新設することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用形態等、その機能についても現在検討中ですが、旧社会福祉センターの機能にあわせて居住用施設を備えたものを考えています。 ・総事業費は現在精査中です。 ・事業期間は平成26年度・平成27年度の2か年を予定しています。 ・建設補助は、どのようなメニューが活用できるか現在検討中です。 		
ページ	目	節	説明欄の事業名
118	老人福祉費	委託料	養護老人ホーム建設事業費 40,154千円
質問①	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな普通養護老人ホームの建設場所、必要な用地面積、施設の規模、総事業費、補助率、事業計画年度、 		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設の移転建設場所は永添の武道場建設予定地として購入していた市有地です。 ・用地面積は10,389平方メートルです。 ・新施設の規模は現行の豊寿園と同じく定員60名としています。 ・総事業費は12億円程度になる見込みです。 ・施設整備にかかる補助は大分県の施設整備費県費補助金を活用すると、平成25年度単価ですと養護老人ホームの整備は定員1名あたり199万8千円、総額1億1988万円の補助を受けることが可能です。ただし、同補助金は介護保険施設の整備も含めたもので、介護施設の活用が優先的になるため、補助申請をすれば必ず事業採択されるものではありません。 ・事業計画は平成26年度から平成28年度までの計画です。 		
質問②	<ul style="list-style-type: none"> ・建設場所の現在の所管課は、 ・入所者数等の施設の規模の決定根拠は、 ・民間で建設、運営できない理由は、 		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地は土地開発基金で購入しており、現在、契約管財課が管理しています。 ・入所定員につきましては、現行施設と同じ60名です。定員は第5期大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（豊の国ゴールドプラン21）の中で、県内の養護老人ホームは現在の整備水準を維持する方向性が示されているため現行の定員を維持することとしました。 ・民間で建設、運営できない理由として、民営化を目指して豊寿園移譲先事業者を公募したときには、現行の豊寿園の施設では入所者が定員の半分にも満たず、充分な運営費が見込めないことや高額な建設費用を負担をしなければならないことから、適切な事業者が応募に至らなかったため、市で整備する方針に変更しました。 		

質問③	・現在の豊寿園の土地、建物の処分は、		
答 弁	・養護老人ホーム中津市豊寿園の現施設の土地、建物の処分方法は未定です。		
ページ	目	節	説明欄の事業名
142	児童福祉総務費	委託料	放課後児童健全育成事業費 81,895千円
質問①	・放課後児童クラブの数、児童数、未実施校区、		
答 弁	・平成25年5月現在の児童クラブ数は22カ所で、児童数は723人となっています。未実施校区は、旧中津の三保校区です。		
質問②	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月より、子ども子育て新システムによって対象児童が6年生までとなるが、現施設で4年生から6年生の受入れは可能か、 ・受入れ場所の確保に向けた市の取り組みは、 ・新システムへの移行に伴い、保育士等の有資格者が必要となると聞いているが経過措置は、 		
答 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、ニーズ調査の集計・分析結果によりニーズ量が決まります。国より示されてくる一人あたりの面積基準を踏まえ、施設によっては整備が必要になってくるクラブが出てくると思われますので、事業計画の中で検討していきたいと考えています。 ・現段階での社会保障審議会児童部会での報告書によると、資格要件については、児童クラブの職員配置を2名以上として、1名以上を有資格者とすることが適当であるとされています。有資格者となる資格要件の一つとして「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第38条）を基準とするものの、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられるということで、どのような者を認めていくか、引き続き検討していくとされています。 		
質問③	・指導員（有資格者）の確保に向けた市の取り組みは、		
答 弁	・現段階での報告書によると、有資格者になるためには、資格要件を持った者が、県が主催する研修を受けることで取得できるようにするとなっています。		
ページ	目	節	説明欄の事業名
206	ごみ処理費	需用費、工事請負費 委託料	ごみ処理施設管理事業費 653,643千円
質問①	・クリーンプラザの修繕と設備改修工事の内容、今後3年間の修繕料と工事請負費は、		

答弁	<p>・平成26年度の修繕の内容につきましては、焼却炉の耐火物修繕、破袋機スクリーンの更新や粗大ごみ前処理破碎機のカッター等の取り換えとなっています。また、工事につきましては、熱交換器改修工事や主幹ブレーカ劣化の為の更新等です。</p> <p>・平成26年度からの3年間の修繕料につきましては、予定では484,325千円となっています。修繕の内容・規模により修繕料であったり工事になったりしますので、合計での金額となっています。</p> <p>・なお、クリーンプラザの修繕及び工事につきましては、平成23年に策定した平成32年度までの10年間にわたる「長期修繕計画」に沿って現在、計画的、効率的に大規模改修工事や修繕に努めておりますが、各年度の予算要求時までには保守点検によりその都度点検確認を行い修繕・工事項目を精査しています。</p> <p>従いまして、今後の3年間につきましても、同様に長期修繕計画に基づき実施してまいります。</p>		
質問②	<p>・今後も修繕にかなりの経費が必要となってきます。そこで、ごみ処理施設の建替のターニングポイントはいつごろとなるのか、</p> <p>・また、クリーンプラザ基礎調査業務委託の内容、目的</p>		
答 弁	<p>・建て替え時期につきましては、長期修繕計画を実施する過程において施設の状態を的確に把握するとともに、国の政策等をはじめとした新たな施策について、本市にとって最も適切な対応を進めているところです。そのことの一環として、平成26年度に現クリーンプラザの的確な現状把握と今後の方策を検討するための基礎調査を実施したいと考えています。</p> <p>・クリーンプラザ基礎調査業務委託業務の目的ですが、これまで本議会におきましても、「長期修繕計画」と併せて新工場の建て替え時期の質問を度々いただきましたが、現在のクリーンプラザが安全にそして継続的にいつまで稼働できるかといった調査を実施することにより、施設の状態を的確に把握することができ、同時に費用対効果を含め本市にとって最も適切なクリーンプラザの維持管理方法を探る検討資料とするため、平成26年度に基礎調査を実施したいと考えています。</p> <p>・具体的な内容につきましては、①施設概要調査、②施設保全計画、③延命化計画、等となっています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
280	街路事業費	委託料	街路事業費 31,059千円
質問①	<p>・路線名、測量及び設計委託、調査設計委託の内容、計画区間、総事業費、全体の事業計画年次、</p>		
答弁	<p>・今回の街路事業費で測量及び設計委託、調査設計委託を行う路線は、都市計画道路の「宮永角木線」と「万田中原線」の2路線です。</p> <p>・宮永角木線については、沿線で対象となる予定の地権者等への意向調査や、現況測量等を行う予定です。</p> <p>・万田中原線については、交通量調査・推計、道路概略設計、整備効果の整理等、</p>		

	<p>事業化へ向けての資料作成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮永角木線は、福沢通りの福沢旧邸入口交差点から、閻無浜神社入口までの約600mです。 ・万田中原線は、計画決定延長3.14Kmの内、今回整備計画を予定している区間は、国道212号線から市道一ツ松西永添線までの約1.3Kmです。 ・両路線ともこの調査業務を基に、概算事業費を見積もります。 ・事業計画年次は、両路線とも10年を目標と考えています。
質問②	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備プログラムはできたのか、 ・宮永角木線の大分県が整備する区間は、整備手法、景観まちづくりの考え方は、 ・なぜ、万田中原線を優先して整備するのか
答 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備プログラムについては、見直し予定の都市計画マスタープランにおいて、それぞれの都市計画道路について、必要性、優先性、実現性等を検討した上で、整備の優先順位を付けていく予定です。それを中期実施計画に反映させ、計画的に都市計画道路の整備を進めていきたいと考えています。 ・宮永角木線の大分県が整備する区間は、整備手法にもよりますが、まだ、整備手法が決定していませんので未定です。 ・整備手法については、まだ決定していませんが、地元住民の意向や、まちづくりの観点から決定したいと考えています。 ・景観まちづくりの考え方として、当該地域が城下町エリアのため市が進めている「城下町の風情をもったまちづくり」に合致するような「まちづくり・景観の誘導制度」を整備事業と同時並行で進める必要があると考えています。 ・万田中原線を優先して整備する理由として、万田中原線は、沖代平野の中央を東西に走る幹線道路です。近年、沖代平野は急速に宅地化が進み、今後、地域の交通量も増加すると想定されます。したがって万田中原線を整備することにより、市道上池永・宮永線や県道万田四日市線のバイパス道路として、更に通勤・通学等の生活道路としても重要な路線と考え、早急に整備を行う必要があると思っています。

【予算議案】 議第 17 号平成 26 年度中津市農業集落排水特別会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
183	農業集落排水 使用料	現年度分	59,512 千円
質問①	<ul style="list-style-type: none"> ・8つある処理区毎の水洗化率、 		
答 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・市内8箇所の処理区における平成24年度末の水洗化率につきましては、北原処理区が84.4%、洞ノ上処理区が54.4%、三光処理区が59.9%、樋田処理区が64.7%、平田処理区が88.8%、下郷処理区が86.6%、柿坂処理区が73.9%、戸原処理区が68.1%となっており、全体では69.9%となっております。 		

質問②	・この特別会計の歳入予算3億6825万円のうち使用料が5952万円（16.2%）しかない状況で、地方債残高は約24億円となっています。この特別会計の健全化に向けた水洗化向上対策は、
答弁	・水洗化向上対策ですが、特に水洗化率の低い処理区におきましては、現在職員による戸別訪問やチラシの配布を行い、水洗化率の向上に努めているところです。 今後も、現状の水洗化向上対策を行うとともに、地元の管理組合や接続工事を行う指定工事店との連携による対策等を積極的に検討していきたいと考えております。

【予算議案以外】

議案番号	件名
36号	中津市フッ化物洗口事業検討委員会設置条例の制定について
質問①	・この条例の設置に至った経過と条例の制定目的は、 ・第1条の事業の内容、第3条の学識経験者の役割、第6条の庶務を地域医療対策課とした理由、
答 弁	<p>・この条例設置の経緯と目的ですが、平成25年12月18日に大分県が歯と口腔の健康づくり推進条例を制定し、第8条に「市町村は県及び歯科医師等と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする」と定め、また、第11条第1項第6号に「幼児期及び学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づくむし歯予防対策」の推進が謳われております。</p> <p>それに基づき、中津市も平成26年度より小学生を対象に家庭でのフッ化物洗口事業を実施予定であります。この事業に伴い中津市フッ化物洗口事業検討委員会を設置し、中津市におけるフッ化物洗口事業の推進を図ることを目的としています。</p> <p>・第1条の検討委員会の事業内容としましては、フッ化物洗口事業を推進する上で、どのような実施方法が有効であるか、事業実施における推進体制などを、各分野の委員において議論をいただきながら、事業の検証や調査等を行い、その結果を基にフッ化物洗口事業をどのように推進していくかの審議を行うこととしています。</p> <p>・第3条の学識経験者の役割ですが、学識経験者として歯科大学の教授などを予定しておりますが、フッ化物応用についての研究結果や現状について中立的な立場での意見やアドバイスなど助言して頂きながら、フッ化物洗口事業の推進に向け中心的な役割を担って頂くこととなります。</p> <p>・第6条の庶務が地域医療対策課としていますのは、中津市の保健予防事業の中で、当課が中津市全体のむし歯予防対策の施策を実施しており、これまで乳幼児に行っているフッ化物塗布を拡大し、平成26年度より小学生に対し家</p>

	<p>庭でのフッ化物洗口事業を行いその効果について検証を行うため、今回、地域医療対策課が庶務を行うこととしております。</p>
<p>質問②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療対策課の「市民の健康に関すること」という所掌事務を鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、大分県歯と口腔の健康づくり推進条例第11条の基本施策の推進に関して検討委員会を設置ということは検討しなかったのか。 ・フッ化物洗口だけで児童の虫歯がなくなるのか、 ・検討委員会では、小学校の児童のフッ化物洗口のみが検討対象なのか、歯磨き指導等は検討しないのか、 ・中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則第5条第9号の学校教育課学校指導係の分掌事務に「学校保健体育指導に関すること」が明記されている。また、大分県の平成26年度一般会計予算では、体育保健課が「小・中学校フッ化物洗口推進事業」を実施し、別途歯科医師会によるフッ化物洗口の指導を実施（健康対策課）となっており、学校教育課をこの条例の担当課としなかった理由、 ・学識経験者が委員となっているが、フッ化物洗口の急性中毒、過敏症状の危険性や歯のフッ素症の危険性はないのか、
<p>答 弁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、大分県歯と口腔の健康づくり推進条例第11条の基本施策の推進に対しての検討委員会の設置についてのことですが、中津市では中津市健康づくり推進協議会が設置されておりまして、この協議会の中で、中津市における乳幼児から高齢者までのむし歯予防全般に関わる健康づくり計画を策定し、この計画にそって、むし歯予防対策の事業をすでに行なっております。乳歯から永久歯へと生え変わる学童期は特に虫歯予防対策が重要であるため、フッ化物洗口事業を推進することにしました。 ・フッ化物洗口だけでむし歯がなくなるとは考えておりません。むし歯予防は、歯磨きや食生活などの指導を同時に行うことで、効果が上がると考えています。 ・この検討委員会でのフッ化物洗口の対象は、先に述べましたようにむし歯予防対策の最も重要な時期である小学生にしました。 <p>また、歯磨き指導につきましては、就学前は当課が行っています乳幼児健診や高齢者においては各種健康教室などで歯科医による口腔ケアの指導などを行っています。小学校でも学校歯科医や養護教諭等が学校において歯磨きの指導は行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かに学校教育課の分掌事務には「学校保健体育指導に関すること」とされておりまして、大分県においては体育保健課が「小・中学校フッ化物洗口推進事業」を平成26年度予算化しています。しかし、中津市全体のむし歯予防の各種施策につきましては、地域医療対策課において事業を推進していることから、「中津市フッ化物洗口事業検討委員会設置」につきましては、中津市全体

	<p>の施策として捉え、今回、地域医療対策課が担当課として条例を提案しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口による急性中毒、過敏症状、フッ素症などについては、フッ化物応用研究結果や現状について専門的な立場から、十分な説明がなされるように委員の中に学識経験者を含めております。
質問③	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物の集団洗口は強制されるのか、 <p>今年4月に施行される大分県歯と口腔の健康づくり推進条例第11条基本施策の推進の第6号に「幼児期及び学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づく虫歯予防対策」が規定され、その逐条解説では、「フッ化物洗口を実施する場合は、幼児・児童の個々の体質を考慮する必要があることから、本人や保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性及び懸念される事項について十分に説明し、同意を得て行うこととなります。」と説明されています。フッ化物洗口事業の検討にあたって、この考え方は前提条件となるのか。</p>
答 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物の集団洗口を強制するものではありません。あくまで、この検討委員会において十分に議論を行いながら、結果として集団での有効性が確かであるとなった場合には集団での洗口について検討していきます。 ・なお、集団でフッ化物洗口事業を実施するにあたっては、国のガイドラインや大分県におけるフッ化物洗口ガイドラインなどに従い、十分な説明と保護者の同意を得たうえで事業実施とします。
議案番号	件 名
49号	新市建設計画の変更について
質問①	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画は、第2期中津市行財政改革5ヵ年計画の財政推計と整合が取れていないのはなぜか。 ・たとえば、平成26年度行財政改革の歳出合計392億5000万円に対して、新市建設計画401億4200万円、平成31年度行財政改革373億円に対して、新市建設計画の歳出合計376億4800万円 ・平成26年度行財政改革の普通建設事業65億円に対して、新市建設計画70億円、平成31年度行財政改革45億円に対して、新市建設計画の歳出合計47億万円、 ・また、平成26年度一般会計予算とも整合が取れていないのはなぜか。 ・たとえば、平成26年度新市建設計画の歳出合計401億4200万円に対して、一般会計予算410億9600万円、新市建設計画の普通建設事業70億円に対して、一般会計予算74億7300万円、 ・財政指標の実質公債費比率、将来負担比率の平成24年度実績と平成31年度推計値は、 ・起債残高、財政調整基金、減債基金積立額の平成24年度実績と平成31年度推計額は、

答 弁

・新市建設計画の財政計画作成に当たっては、前回平成 23 年度に作成した 5 カ年計画では消費増税など制度化されておらず考慮しなかった分を今回は見込んでいます。また、併せて内閣府試算による〔(H25. 8. 8)「中長期の経済財政に関する試算」の慎重シナリオ〕及び総務省の「平成 26 年度の地方財政の課題」中の仮試算値 (H26 年度) 等に基づき県が示した伸び率などを考慮のうえ慎重に見込みました。予算規模等が変わってきたのはそのためです。

・新市建設計画の財政計画は、その変更案について昨年 12 月 13 日から 1 月 20 日までパブリックコメントを募集する際に縦覧にかけた内容のひとつで、平成 26 年度当初予算編成作業が本格化し始める 11 月には作成を終えていたものです。このようにそれぞれの作成・編成時期がずれていたことにより

・実質公債費比率は平成 24 年度実績 7.4%が平成 31 年度には 6.7%になると見込んでいます。以下同様に、将来負担比率は 55.1%が 91.4%に、起債残高は 439 億 2,994 万円が 386 億 1,191 万円に、財政調整基金残高は 30 億 2,155 万円が 23 億 8,800 万円に、減債基金残高は 19 億 1,398 万円が 18 億 8,500 万円になると見込んでいます。

(単位:千円)

項 目	平成 24 年度 決算	平成 31 年度 見込	備 考
実質公債費比率	7.4%	6.7%	H23 類団平均 11.1%
将来負担比率	55.1%	91.4%	H23 類団平均 69.2%
起債残高	43,929,942	38,611,909	
財政調整基金残高	3,021,546	2,388,000	
減債基金残高	1,913,978	1,885,000	

質問②

・普通交付税の合併優遇措置が終わる平成 32 年度には、普通交付税が約 20 億円削減されると行革では見込んでいたが、平成 31 年度時点で 14 億 7800 万円の削減となっている。財政計画の歳入の平成 31 年度地方交付税を 101 億 7100 万円と見込んだ根拠は、

・また、歳出の平成 31 年度普通建設事業を 47 億とした根拠は、

・平成 26 年度一般会計予算額が財政計画の平成 26 年度合計額を超過した理由、

答 弁

・交付税の試算に当たっては県が示した伸び率を参考にしつつ、人口の動向等も考慮のうえ、基準財政収入額にあつては税務課と調整したうえ市税を見込み、基準財政需要額にあつては既発債償還額と新規地方債発行額から公債費算入額を見込み、それぞれ推計に反映させました。

ここで、合併算定替終了の影響額は 20 億円とし、平成 27 年度から逡減させ、平成 32 年度に一本算定で見込んでいます。その根拠としては、平成 17～平成 25 度の 算定替額の平成 17～平成 25 度の 算定替額の平均額 20 億 5 千万円と、支所予算など合併による新たな財政需要分で算定替額の一定程度の割合は残存すると見込んだものです。

・財政調整基金の残高について、財源不足調整機能の保持のため 20 億円以上

	<p>を保持することを念頭に、また、施設老朽化対策等で毎年 42 億円程度は必要となると見込み、普通建設事業費枠として 47 億円としたところです。</p> <p>・平成 26 年度予算規模について、一般会計当初予算額と新市建設計画における財政推計額が一致していない理由は先程答弁した通りですが、9 億 5,342 千円超過した主な要因として、4 月からの消費増税に際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み給付されることになった簡素な給付金 4 億 1,159 万円(内訳：臨時福祉給付金事業 2 億 8,650 万円と子育て世帯臨時特例給付金事業 1 億 2,509 万円)のほか、消防本署の通信指令台更新費約 4 億円について、当初平成 27 年度更新予定でしたが、平成 26 年度末に完成予定の東部出張所へ「出勤指令書」を出力させるための改修が出来ないことが判明したことから前倒ししたことや、観光対策などに積極的に対応したことが挙げられます。</p>
質問③	<p>・この新市建設計画の財政推計は、新年度予算編成にあたって考慮されないのか。</p> <p>・この財政推計を策定した初年度の平成 26 年度の時点で、一般会計予算の歳入歳出区分ごとの金額に差異があり、合計で 9 億 5 4 0 0 万円の増となっており、このような財政計画、予算編成で持続可能な財政運営が確立されるのか。</p>
答 弁	<p>・予算編成に当たり、財政計画は当然考慮すべきものです。平成 26 年度当初予算編成にあつては財政計画額を超過しましたが、向こう 5 年の中期スパンの中で持続可能な財政運営に向け調整していきます。</p>